

令和8年5月

人事担当者様

内閣府官民人材交流センター  
人 事 院  
内 閣 官 房 内 閣 人 事 局

## 官民人事交流に関するアンケート回答へのお願い

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）に定める民間企業等と国との間の人事交流（以下「官民人事交流」という。）の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

人材育成等の観点から官民双方に大きなメリットが期待される官民人事交流をより一層推進するため、内閣府官民人材交流センター、人事院及び内閣官房内閣人事局の三者で連携し、この度、官民人事交流に関するアンケートを実施することになりました。

つきましては、大変恐れ入りますが、下記のURL又はQRコードからアンケートにご回答いただきますようお願いいたします。是非、皆様の貴重なご意見をお聞かせください。

回答はこちらから▼



<https://form.cao.go.jp/jinzai/opinion-0094.html>

※設問数は最大21問で、回答にかかる時間は約6分です。

※回答は1企業1回までです。

回答期限：2026年6月19日（金）23:59まで

本アンケートによりお預かりした個人情報については、今後の官民人事交流を推進するための官民人事交流に関する事務にのみ使用し、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、安全かつ適正に管理いたします。また、収集した情報については「内閣府ホームページ個人情報保護方針」に基づき、利用目的の範囲内で適切に取り扱います（交流を希望する省庁への情報共有含む）。

お手数をお掛けしますが、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

なお、官民人事交流の制度概要等については、裏面をご参照ください。本アンケートについてのご質問については、下記「問合せ先」をお願いいたします。

### 問合せ先

内閣府官民人材交流センター  
官民人事交流担当

TEL：03-6268-7676 担当：川名

✉：kouryuu.t7z\*cao.go.jp

（注）送信時は\*を@に変換してください。

## 官民人事交流とは

官民人事交流とは、  
国の府省等と民間企業という行動原理が異なる組織間での人事交流を通じて、相互理解の促進と、双方における人材の育成及び活用、組織の運営の活性化等を図るものです。



### 国の行政機関

- ・府省等  
(本府省、地方支分部局)
- ・行政執行法人

### 交流採用 (民→国)

府省等が民間企業等の従業員を職員として採用し、  
任期を定めてその職務に従事させるものです。

- 身 分：府省等の職員（任期満了後は交流元に復帰）
- 任 期：原則3年以内（最長5年）
- 給 与：府省等が支給（交流元からの支給は不可）



### 民間企業等

- ・株式会社
- ・相互会社
- ・信用金庫
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・NPO法人 等

### 交流派遣 (国→民)

民間企業等が府省等の職員を従業員として雇用し、  
期間を定めてその業務に従事させるものです。

- 身 分：派遣先企業の従業員（国家公務員としての身分も保有）
- 期 間：原則3年以内（最長5年）
- 給 与：派遣先が支給（府省等からは支給せず）

※交流派遣と交流採用の両方を行うことも、いずれか一方のみを行うこともできます。

交流基準、手続きの流れなど、制度の詳細については、こちら（人事院ホームページ）のURLからご覧ください。

<https://www.jinji.go.jp/seisaku/kouryu.html>



### リーフレット

ゼロから始める 官民人事交流リーフレット

[https://www8.cao.go.jp/jinzai/pdf/kouryu\\_pamph/25leaf.pdf](https://www8.cao.go.jp/jinzai/pdf/kouryu_pamph/25leaf.pdf)



### パンフレット

官民人事交流 - 制度のあらましと体験談 - 【令和7年度版】

[https://www8.cao.go.jp/jinzai/pdf/kouryu\\_pamph/25panf.pdf](https://www8.cao.go.jp/jinzai/pdf/kouryu_pamph/25panf.pdf)

